

新型コロナ対応!

【大田原市にお住いのみなさまへ】

自立支援医療（精神）受給者証の 更新 に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申請者が医師の診断書の取得のみを目的として医療機関に受診すること等を避けるため、令和2年度中の特例的な取扱いとして、下記のとおりとなります。

令和2年3月1日～令和3年2月28日までに

有効期間が満了する方については、**有効期間が1年間延長**

- 大田原市での継続更新の手続きは必要ありません。
- 病院・薬局・訪問看護ステーションでは、受給者証に記載のある有効期間を1年間延長したものとして対応します。
- 大田原市の窓口を受給者証を持参いただいた方については、有効期間を訂正します。
- ただし、精神障害者保健福祉手帳と同時に継続申請をする場合は、継続申請が必要です。（診断書の提出は1年間猶予されます。）
- 住所、氏名、保険証等に変更が生じた場合には、変更届の手続きが必要です。
- 自己負担上限額管理票のページが不足する場合は、福祉課窓口で再交付の手続きが必要となります。

大田原市福祉課障害福祉係
Tel0287-23-8921

【大田原市にお住いのみなさまへ】

精神障害者保健福祉手帳の 更新に関するお知らせ

手帳の更新は、通常どおり行ってください。
(有効期間の3か月前から1か月後まで)

【申請に必要なもの】

- ①写真（横3cm×縦4cm） ②精神保健福祉手帳 ③印鑑（シャチハタ以外）
- ④AまたはB
 - A. 診断書（手帳用）
 - B. 障害年金証書
直近の振り込み通知書（直近の年金振込額がわかる本人通帳も可）

新型コロナ対応！

ただし、新型コロナウイルス感染の拡大防止の観点から、申請者が医師の診断書の取得のみを目的として医療機関に受診すること等を避けるため、令和2年度中の特例的な取扱いとして、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに手帳の有効期限を迎える方が更新申請をする場合は、**診断書の取得が困難な場合は、診断書の提出を1年間猶予**します。その場合の等級は現在の等級を引き継ぎます。

※猶予とは…提出の時期を延ばすことを言います。免除ではありません。

なお、**診断書は1年以内に提出していただくこととなりますのでご注意ください。**（1年以内に診断書の提出がなかった場合、手帳は無効になります。）

○診断書の提出以外の更新手続きは従前どおり必要です。

【申請に必要なもの】

- ①写真（横3cm×縦4cm） ②精神保健福祉手帳 ③印鑑（シャチハタ以外）

○年金証書による申請をされる方は、従来どおりの申請となります。

【申請に必要なもの】

- ①写真（横3cm×縦4cm） ②精神保健福祉手帳 ③印鑑（シャチハタ以外）
- ④障害年金証書・直近の振り込み通知書（直近の年金振込額がわかる本人通帳も可）

○自立支援医療（精神通院）と同時に継続申請をする場合は、自立支援医療（精神通院）の継続申請手続きも必要です。（医師の診断書以外の書類を提出）

大田原市福祉課障害福祉係
TEL0287-23-8921